セ

9

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがない と思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりが できるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本)

— 組織的な対応 -

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

◆平素の準備

1 トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行 う。



2体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュア ル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての 回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておく とともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げて おく。

④警察、暴力追放運動推進センター、 弁護士等との連携

★警察や暴追センター、弁護士等と の連携を保ち、事案の発生に備え 担当窓口を設けておく。



3暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠と して、
 - ○暴力団等反社会的勢力とは取引しない こと
 - ○取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること

などの内容が盛り込まれた暴力団排除条 項を契約書や約款等に導入しておく。



◆ 有事の対応(不当要求対応要領)



②相手の確認と用件の確認



(3)対応場所の選定



4対応の人数



5 対応時間



⑥言動に注意する



書類の作成・署名・押印



🔞 トップは対応させない



即答や約束はしない



10湯茶の接待をしない



11対応内容の記録化



他を失せず警察に通報

